知事等の給料及び期末手当の特例に関する条例の改正（概要）

総務部人事局企画厚生課

■改正の理由

・財政状況を踏まえ、特別職の給料及び期末手当の時限的減額を行う特例期間の終期を延長する。

■改正の内容

・特別職の給料及び期末手当の時限的減額を行う特例期間の終期を平成29年３月31日から平成30年３月31日に延長する。

■施行期日

・平成29年４月１日

（理由：平成29年度の減額措置を定めるものであるため。）

■政策アセスメント・制度間調整

・財政課と調整済み